

令和7年えひめ子どもサポート事業募集要領

1 趣旨

子育て世帯や貧困等の問題を抱える子どもを支援する社会福祉法人、特定非営利活動法人、ボランティア・市民活動団体その他の非営利団体に対し、えひめ子どもサポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、支援活動の充実を図り、子ども一人ひとりの育ちを社会全体で支えることを目的とする

2 対象団体

対象となる団体は、県内に事務所を有する社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、その他社会福祉の向上に寄与する事業を行う法人若しくは団体であって、次の要件をすべて満たすものです。

- (1) 主たる事務所の所在地が愛媛県内であること。
- (2) 活動を行う区域が主として愛媛県内であること。
- (3) 活動の目的が団体等の規約その他の規程に明確に示されていること。
- (4) 補助を受けた年度に限らず自立して継続した活動ができること。
- (5) 会計管理が適切に行われること。
- (6) 団体等の主たる目的が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - ③ 特定の政党や候補者等を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- (7) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずる者が活動に関与していないこと。

子ども食堂枠は前項に加え、次の要件を全て満たす団体等とする。

- (1) 参加者及びスタッフの傷害保険に加入し、安全確保に努めること。
- (2) 保健所が実施している食品衛生管理に関する講習または研修を受講すること。

なお、スタッフの中に調理師や食品衛生責任者等、食品衛生に関する有資格者がおり、スタッフへの指示や注意喚起が十分にできる場合はこの限りではない。

3 対象事業

この補助金の対象とする事業は、子どもや子育て世帯の支援に関する事業であって、次に掲げるものとする。ただし、国、地方公共団体その他民間の補助機関からの補助を受ける事業は、対象としない。

- (1) 学びを支援する事業
- (2) 子どもや親を対象とした居場所づくりや相談支援を行う事業
- (3) 衣食住などの生活の支援を行う事業
- (4) 児童又はその保護者の就労を支援する事業

- (5) 児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する事業
- (6) その他子育て支援に資する事業
- (7) 【子ども食堂枠】子ども食堂運営事業

4 補助額

補助金の額は、一の団体等につき、対象経費の合計額と基準額 200,000 円のいずれか低い額とします。

なお、補助対象経費は、交付要綱に記載の「補助対象経費費目」のとおりです。

5 事業採択団体数

- (1) 一般枠 15団体程度
- (2) 子ども食堂枠 5団体程度

応募の状況によっては、一団体当たりの補助額または採択団体数が増減する場合があります。

6 事業実施期間

補助金の交付決定の日から令和8年2月28日までの間

7 応募方法

交付申請書に必要事項を記入し、関係書類を添付の上、募集期間内に愛媛県企画振興部政策企画局少子化対策・男女参画課少子化対策推進グループまで持参いただくか、郵送又はFAXにより提出してください。

なお、応募は、1団体1事業とします。

おって、提出された書類は、すべて審査会において公開します。

8 募集期間

令和7年5月16日(金)17:15まで(必着)

9 審査

応募のあった事業については、愛媛県職員と外部委員を含む審査会で審査を行います。

10 公表

補助対象事業については、団体名(活動内容)、代表者、事業名、事業の種類及び事業内容を公表します。

11 結果の通知

審査の結果は、応募のあった団体すべてに文書でお知らせします。

【お問い合わせ・応募書類提出先】

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県企画振興部政策企画局 少子化対策・男女参画課
少子化対策推進グループ

TEL : 089-912-2413 (係直通)

FAX : 089-921-2249

E-mail : shoushikadanjo@pref.ehime.lg.jp